

建設工事の予定価格等の決定等に係る事務処理試行要綱

平成 15 年 6 月 20 日 15 監第 148 号

最終改正 令和 4 年 3 月 25 日 3 建企第 548 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、長崎県が発注する建設工事（建設業第 2 条第 1 項に規定する建設工事をいう。以下同じ。）の入札の透明性と公正性を図るため、次の各号に掲げる価格のランダム化に基づく決定等に係る事務処理手続きの試行を行うために定めるものである。

- (1) 長崎県財務規則（以下「規則」という。）第 97 条に規定する予定価格及び規則第 98 条に規定する最低制限価格
- (2) 長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱（以下「低入札要綱」という。）に規定する低入札調査基準価格
- (3) 履行確実性評価方式試行要領（以下「履行確実性評価試行要領」という。（平成 30 年 3 月 16 日付け 29 建企第 718 号））に規定する履行確実性評価価格及び履行確実性確保価格

(対象工事)

第 2 条 長崎県が発注する建設工事のうち競争入札に付する工事を対象とする。

(定義)

第 3 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 契約担任者とは、知事又は規則第 3 条に定められた事務の委任を受けて契約を締結する者をいう。
- (2) ランダム化とは、パソコン等におけるランダム関数に基づき算出されたランダム係数を使用して算定する方法をいう。
- (3) 設計金額（税込み）とは、設計書、仕様書等によって算定された当該工事に要する総額をいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含んだものをいう。
- (4) 設計金額（税抜き）とは、前号の総額のうち取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まないものをいう。
- (5) 予定価格とは、規則第 97 条に規定するものをいう。
- (6) 入札書比較予定価格とは、予定価格に 110 分の 100 を乗じた額をいう。
- (7) 予定基本価格とは、予定価格の算出の基礎となるものをいう。
- (8) 最低制限設計価格とは、「建設工事における最低制限価格の取り扱いについて（平成 21 年 1 月 27 日 20 建企第 687 号）」により算出したものをいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まないものをいう。
- (9) 最低制限価格とは、規則第 98 条に規定するものをいう。
- (10) 入札書比較最低制限価格とは、最低制限価格に 110 分の 100 を乗じた額をいう。
- (11) 最低制限基本価格とは、最低制限価格の算出の基礎となるものをいい、取引に係る消費税及び地方消費税の額を含まないものをいう。
- (12) 低入札調査基準価格とは、低入札要綱第 3 条に規定するものをいう。
- (13) 履行確実性評価価格とは、履行確実性評価試行要領第 3 条に規定するものをいう。
- (14) 入札書比較履行確実性評価価格とは、履行確実性評価価格に 110 分の 100 を乗じた額をいう。
- (15) 履行確実性評価基本価格とは、履行確実性評価価格の算出の基礎となるものをいう。
- (16) 基本価格等とは、次に掲げる事項のものをいう。
 - ①最低制限価格工事における予定基本価格及び最低制限基本価格
 - ②低入札価格工事における予定基本価格及び低入札調査基準価格
 - ③履行確実性評価方式における予定基本価格及び履行確実性評価基本価格
- (17) 予定価格等とは、次に掲げる事項のものをいい、取引に係る消費税及び地方消費税を含んだものをいう。

- ①最低制限価格工事における予定価格及び最低制限価格
 - ②低入札価格工事における予定価格及び低入札調査基準価格
 - ③履行確実性評価方式における予定価格及び履行確実性評価価格
- (18) 予定価格調書とは、長崎県建設工事執行規則第4条に定めるものをいう。
- (19) 関係部 内部組織の設置に関する条例（昭和28年長崎県条例第1号）に規定する各組織のうち、総務部、環境部、水産部、農林部及び土木部をいう。
- (20) 関係部等 関係部及び教育庁並びに警察本部をいう。
- (21) 事務所 関係部等の建設工事に係る入札事務を執行する課若しくは室、長崎県振興局設置条例（平成21年長崎県条例第11号）に規定する振興局又は長崎県組織規則（昭和46年長崎県規則第35号）第26条の表の水産部の項、農林部の項若しくは土木部の項に掲げる地方機関及び教育庁の教育機関並びに警察署で建設工事に係る入札事務を執行する事務所等をいう。
- (22) 公開ランダム化とは、第9条に規定する方法により予定価格等を算定することをいう。

（公開ランダム化の告知）

第4条 事務所の長は、予め、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われることを次の各号に定めるところにより告知しなければならない。

- (1) 地方公共団体の物品等又は特務役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年長崎県告示第372号）の規定の適用を受ける一般競争入札（以下「特定調達契約入札」という。）次の文面を入札公告に記載する。
予定価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。
- (2) 前号を除く一般競争入札（試行含む）及び簡易工事応募型指名競争入札
入札公告に記載する。（最低制限価格工事は入札執行通知書様式第1号の9の項、低入札価格工事は、入札執行通知書様式第1号の2の9の項に掲げる文面を使用する。）
- (3) 抽選型指名競争入札、簡易工事応募型指名競争入札及び通常指名競争入札
入札執行通知書に記載する。（最低制限価格工事は様式第1号の9の項、低入札価格工事は様式第1号の2の9の項を使用する）

（契約担任者が定める事項）

第5条 契約担任者は、規則第3条又は長崎県決裁規程第9条の規定により、次に掲げる事項について定めることができる。

- (1) 最低制限価格を設定する工事（以下「最低制限価格工事」という。）における基本価格等及び予定価格等の決定に関する事。
- (2) 特定調達契約入札及び国からの受託事業に係る工事等であって、競争参加資格委員会が認める工事等（以下「低入札価格工事」という。）における基本価格等及び予定価格等の決定に関する事。
- (3) 履行確実性評価価格を設定する工事（以下「履行確実性評価方式工事」という。）における基本価格等及び予定価格等の決定に関する事。

（価格決定者）

第6条 前条の規定にかかわらず、契約担任者は第12条に規定された予定価格等の決定について、「長崎県財務規則の施行について」（昭和39年3月24日39出第285号、39財第98号、出納長、総務部長通知）第7の四の（2）の定めにより知事又は委任若しくは専決権者が指定した者（以下「価格決定者」という。）に行わせることができる。

（基本価格等の決定）

第7条 契約担任者は、入札日前日までに次の各号における基本価格等を別に定める方法により決定すると共に、これらを工事毎にランダム化用電子媒体（以下「電子媒体」という。）に保存し、別途これらの価格を当該基本価格調書に印刷した後、電子媒体と共に当該基本価格調書用封筒に封書しておくものとする。

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 最低制限価格工事 | 最低制限基本価格調書（様式A-1） |
| (2) 低入札価格工事 | 低入札調査基準価格（様式A-2） |
| (3) 履行確実性評価方式工事 | 履行確実性評価価格基本価格調書（様式A-3） |

（公開ランダム化の周知及びランダム性の確認）

第8条 入札執行者は、予定価格等の決定がこの要綱に基づき行われる事を告知したうえで、入札書の提出を求めるものとする。

- 2 第9条に規定する公開ランダム化の方法等について、原則として掲示の方法により周知を図るものとする。
- 3 入札参加者のうち希望者に対して、職員の電子計算機等（以下「パソコン等」という。）の操作により、公開ランダム係数が無作為に動作することの確認をパソコン等の入札者用公表画面（以下「公表画面」という。）を用いて行うものとする。

（公開ランダム化の方法）

第9条 予定価格等は、入札会場において、パソコン等におけるランダム関数に基づき算出された公開ランダム係数を使用して、次に掲げる方法により作成するものとする。

- (1) 予定価格は、契約担任者が定めた予定基本価格に公開ランダム係数を乗じて算出するものとする。
 - (2) 最低制限価格は、契約担任者が定めた最低制限基本価格に公開ランダム係数を乗じて算出するものとする。
 - (3) 履行確実性評価価格は、契約担任者が定めた履行確実性評価基本価格に公開ランダム係数を乗じて算出するものとする。
- 2 前項で使用される公開ランダム係数の変動範囲は、別表によるものとする。

（基本価格等の確認）

第10条 入札執行者及び価格決定者は、第7条に規定する基本価格等が入力された当該工事の電子媒体をパソコン等に入力し、パソコン等画面に表示された基本価格等と当該工事の基本価格調書の基本価格等が同一であることを確認しなければならない。

（公開ランダム化の宣言及び実行）

第11条 入札執行者は、入札参加者に対して、予定価格等の決定に要する公開ランダム化を行う旨を宣言するものとし、価格決定者は、公開ランダム化のためのパソコン等のキーを押し下げ、公開ランダム化を行う。

- 2 入札執行者は、前項の規定に基づき算出された公開ランダム係数を、入札参加者のうち希望者には公表画面において確認させると共に、口頭により公表するものとする。

（予定価格等の決定及び予定価格調書の作成）

第12条 価格決定者は、前条の結果に基づき、次の各号に定めるところにより、予定価格等を決定しなければならない。

- (1) 最低制限価格工事における予定価格等は、パソコン等により予定価格調書（長崎県建工事執行規則様式第1号）に印字記入し、記名、押印のうえ、決定しなければならない。
 - (2) 低入札価格工事における予定価格等は、パソコン等により予定価格調書（長崎県建設工事執行規則様式第1号の2）に印字記入し、記名、押印のうえ、決定しなければならない。
 - (3) 履行確実性評価方式工事における予定価格等は、パソコン等により予定価格調書（長崎県建設工事執行規則様式第1号の3）に印字記入し、記名、押印のうえ、決定しなければならない。
- 2 前項のパソコン等による印字記入にあたっては、入札参加者の目に触れないように注意をすること。

（予定価格等の公表）

第 13 条 開札後、落札者又は長崎県建設工事一般競争入札実施要綱（平成 15 年長崎県告示第 780 号）第 19 条に規定する落札候補者（以下「落札者等」という。）があるときは、入札会場において、入札執行者は前条の規定により決定された予定価格等を公表するものとする。

2 公表の方法は、入札執行者の口頭により行うものとし、入札参加者のうち希望者には、公表画面を公表するものとする。

3 ただし、入札が不調に終わり、落札者等がない場合には、予定価格等の公表は行わないものとする。

4 入札結果等の公表時には、入札結果一覧表に加えて予定価格等の決定経過に係る様式を添付するものとする。

5 前項に規定する様式とは、公開ランダム化において使用するパソコン等画面に表示する発注者用画面を印刷したものをいう。

（入札回数）

第 14 条 入札回数は、1 回限りとする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しないものとする。

（パソコン等の障害時の対応）

第 15 条 第 11 条に規定する宣言後において、予定価格等の公開ランダム化が行われる以前に、パソコン等の故障等により予定価格等の算出が困難となった場合には、入札を保留し、パソコン等の交換等必要な対策を講ずるものとする。

2 前項の規定にもかかわらず、停電等により公開ランダム化が困難であり、回復の見込みがたたない場合には、基本価格調書に記入している基本価格等を予定価格等とするものとする。

3 第 11 条に規定する宣言後において、予定価格等の公開ランダム化が行われ、予定価格等が算出されたものの、パソコン等の故障等により予定価格調書の印字記入が困難となった場合には、パソコン画面上の予定価格等を手書きにより予定価格調書に記入するものとする。

4 第 11 条に規定する宣言後において、予定価格等の公開ランダム化が行われ、予定価格等が算出されたものの、パソコン等の故障等により、予定価格調書への印字又は手書き記入することなく、予定価格等に係る事項が消滅した場合には、再度、予定価格等の算定手続きを行うこととする。

（電子情報処理組織による入札手続の特例）

第 16 条 電子情報処理組織（県の使用に係る電子計算機（入出力装置含む。）と入札又は見積りをする者の使用に係る電子計算機とを電子通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行う入札の方法（「電子入札」をいう。）を指定したときは、この要綱に規定する入札手続きのうち、長崎県土木部所管建設工事電子入札要綱に定めるものについては、電子情報処理組織を使用して行うことができるものとする。

附 則

本要綱は、平成 15 年 7 月 1 日より施行する。	（平成 15 年 6 月 20 日 15 監第 148 号）
本要綱は、平成 16 年 4 月 1 日より施行する。	（平成 16 年 2 月 23 日 15 監第 526 号）
本要綱は、平成 16 年 7 月 1 日より施行する。	（平成 16 年 6 月 30 日 16 監第 159 号）
本要綱は、平成 16 年 9 月 1 日より施行する。	（平成 16 年 8 月 5 日 16 監第 195 号）
本要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。	（平成 17 年 3 月 23 日 16 監第 522 号）
本要綱は、平成 17 年 9 月 15 日から施行する。	（平成 17 年 9 月 15 日 17 監第 237 号）
本要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。	（平成 18 年 3 月 27 日 17 監第 539 号）
本要綱は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。	（平成 21 年 6 月 26 日 21 建企第 207 号）
本要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。	（平成 22 年 3 月 19 日 21 建企第 719 号）

本要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。 (平成 23 年 3 月 31 日 22 建企第 713 号)
本要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 (平成 24 年 3 月 14 日 23 建企第 590 号)
本要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。 (平成 26 年 3 月 31 日 25 建企第 640 号)
本要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。 (平成 30 年 3 月 16 日 29 建企第 693 号)
本要綱は、平成 30 年 8 月 27 日から施行する。 (平成 30 年 8 月 27 日 30 建企第 309 号)
本要綱は、令和元年 9 月 9 日 (以下「施行日」という。) から施行する。ただし、第 3 条第 6 号、第 10 号及び第 14 号の規定の適用については、施行日から同年 9 月 30 日までの間は、これらの規定中「110 分の 100」とあるのは「108 分の 100」とする。 (令和 元年 9 月 9 日 31 建企第 412 号)
本要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 (令和 4 年 3 月 25 日 3 建企第 548 号)

予定価格等のランダム化（公開ランダム化）による決定の概要

1. 予定価格等は次式により決定します。

- ① 予定価格（消費税除く）＝予定基本価格（消費税除く）×ランダム係数（a）
（予定基本価格（消費税除く）＝別に定める方法により算定する。）
ただし、予定価格（消費税除く）は、千円未満の金額は切り上げ、千円止めとします。
- ② 最低制限価格（消費税除く）
＝最低制限基本価格（消費税除く）×ランダム係数（b）
（最低制限基本価格（消費税除く）＝別に定める方法により算定する。）
- ③ 履行確実性評価価格（消費税除く）
＝履行確実性基本価格（消費税除く）×ランダム係数（b）
（履行確実性評価基本価格（消費税除く）＝別に定める方法により算定する。）
ただし、最低制限価格及び履行確実性評価価格の金額は、千円未満の金額は切り捨て、千円止めとします。

2. 公開ランダム係数（a）、（b）の範囲は次のとおりです。

- ① 予定価格の決定に係るランダム係数（a）は、以下の範囲で変動します。
 $0.999 \leq \text{ランダム係数 (a)} \leq 1.000$
- ② 最低制限価格又は履行確実性評価価格の決定に係るランダム係数（b）は、以下の範囲で変動します。
 $1.000 \leq \text{ランダム係数 (b)} \leq 1.01$

3. 予定価格等のランダム化（公開ランダム化）は、入札会場で次のとおり決定します。

- 1) 予定基本価格等は、あらかじめ県で決めておきます。
- 2) 予定価格等のランダム化（公開ランダム化）は、県職員がパソコンのランダム化キーを押し下げることによって行い、入札参加者のうち希望者には公開ランダム係数のみをパソコンの画面上で確認していただきます。
- 3) 予定価格等は、公開ランダム化の結果を予定価格調書に印刷又は手書きしたものに県職員が記名押印した時点で、決定されたこととなります。

4. パソコンの不具合等があった場合は次のとおり対応します

- 1) 停電の場合には、電源が復旧するまでの間、入札執行を一時中断します。
- 2) パソコンの画面が消失する事態になった場合には、最初から公開ランダム化をやり直します。
- 3) 印刷ができない場合には、パソコン画面を確認の上、手書きします。
- 4) その他、電子媒体の不具合等も含め、公開ランダム化が不能となった場合には、予定価格等の取扱いはそれぞれの基本価格をもって予定価格等とします。

5. 適用日

平成30年4月1日以降に入札公告又は入札執行通知を行う工事から適用する。

別表

第9条第2項に規定する公開ランダム係数の変動範囲

公開ランダム係数の変動範囲		
係数の名称	ランダム係数(a)	ランダム係数(b)
公開ランダム化により決定する価格	予定価格	最低制限価格 履行確実性評価価格
係数の範囲	$0.999 \leq (a) \leq 1.000$	$1.000 \leq (b) \leq 1.01$

様式A-1 (第7条関係)

基本価格調書

(最低制限価格工事)

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	市(郡) 町 地内
予 定 基 本 価 格	(入札書比較基本価格)
最 低 制 限 基 本 価 格	(入札書比較基本価格)
上記のとおり定める 年 月 日	
職氏名 (契約担任者) 印	

様式A-2 (第7条関係)

基本価格調書

(低入札価格工事)

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	市(郡) 町 地内
予 定 基 本 価 格	(入札書比較基本価格)
低 入 札 調 査 基 準 価 格	(入札書比較価格)
上記のとおり定める 年 月 日	
職氏名 (契約担任者) 印	

様式A-3 (第7条関係)

基本価格調書

(履行確実性評価方式工事)

工 事 番 号	第 号
工 事 名	
工 事 場 所	市(郡) 町 地内
予 定 基 本 価 格	(入札書比較基本価格)
履 行 確 実 性 評 価 基 本 価 格	(入札書比較価格)
上記のとおり定める 年 月 日	
職氏名 (契約担任者) 印	

様式B（第7条関係）

基本価格調書用封筒

④	第	号	工 事 名
	予 定 基 本 価 格 調 書		
最低制限価格	設 定	所 属 所 （ 課 ） 名	
低入札調査基準価格			
履行確実性評価価格			

- 注 1 最低制限価格、低入札調査基準価格又は履行確実性評価価格のいずれかを設定し、設定しない価格は二本線で抹消すること。
- 2 封筒の大きさは、標準規格長3とし、2重封筒とする。
- 3 作成者は認印をもって封印すること。

入札執行通知書

年 月 日

様

知事

かい長

印

工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まり下さい。

記

- 1 工事番号 第 号
 - 2 工事名
 - 3 工事場所 市(郡) 町 地内
 - 4 工事日数等 日間 又は 年 月 日限り
 - 5 現場説明の日時場所 月 日 時 分
 - 6 入札執行の日時場所 月 日 時 分
- なお、入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがある。
- 7 入札保証金 1 免除する
2 入札金額の5/100以上を納付すること。
 - 8 最低制限価格 設定
 - 9 予定価格及び最低制限価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。
 - 10 入札回数は1回限りとする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。
 - 11 入札の無効 長崎県財務規則第100条に該当する場合のほか、入札参加者間に一定の系列関係があると認められる場合並びに12、13、19、20及び21に定める内容に違反したとき。
 - 12 入札者は、工事費内訳書を、当該工事の入札に際し、入札執行者に提出すること。
 - 13 本工事に関する入札、契約等は直接指名を受けた者（本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所）において行うこと。
 - 14 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。
 - 15 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則に定める様式によること。
 - 16 落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約保証金を納付すること。
 - 17 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。なお、入札執行までに辞退届を提出すること。
 - 18 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 19 配置する主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）は、当該入札者と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。さらに建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、配置技術者は、当該入札者と入札執行日以前に連続して3か月以上の雇用関係になければならない。ただし、倒産を事由に退職したもの（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。
 - 20 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とすることができない。
 - 21 建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とする場合は、次の要件をすべて満たしておかなければならない。
 - イ) 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
 - ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。
 - ハ) 工事現場と営業所が近接し、当該業者との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
 - ニ) 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札執行日を含めて連続して3か月以上）にあること。

- 22 配置する技術者は落札決定日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。
- 23 配置する技術者は落札決定日から起算して過去3か月間に、長崎県内の市町が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。
- 24 「工事成績 65 点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱い」及び「下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制」に基づき入札参加規制中の者は、本入札に参加できないものとする。
- 25 その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則の定めるところによる。
- 26 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

備考 この通知書は、通知時に工事費内訳書の提出を求める工事において、**最低制限価格を設定する場合に使用する**。

※ 工事費内訳書には、数量総括表に明示している工種、種別、細別（農業農村整備事業においては、工事費明細書及び諸経費）の金額を明示願います。

工事費内訳書の合計額は、原則として入札額と同額とします。

入札執行通知書

年 月 日

様

知事
かい長

印

工事の入札を行いますので、下記事項を留意のうえお集まり下さい。

記

- 1 工事番号 第 号
 - 2 工事名
 - 3 工事場所 市(郡) 町 地内
 - 4 工事日数等 日間 又は 年 月 日限り
 - 5 現場説明の日時場所 月 日 時 分
 - 6 入札執行の日時場所 月 日 時 分
- なお、入札当日の気象条件（大雨、大雪、台風接近等）から入札の執行に支障が生じることが予想される場合は、入札を延期することがある。
- 7 入札保証金 1 免除する
2 入札金額の5/100以上を納付すること。
 - 8 低入札調査基準価格 設定（最低価格入札者を落札者としがない場合がある。）
 - 9 予定価格は、入札会場において乱数を使用したランダム化により決定する。
 - 10 長崎県建設工事低入札価格調査制度要綱の定めにより調査を行った上で落札者となる場合は次の要件を満たすこと。
 - ①長崎県財務規則第111条に定める契約保証金は契約金額の100分の30以上とする。
 - ②長崎県財務規則第62条第1項に定める前金は契約金額の2割を越えない範囲内とする。
 - ③工事現場には20に定める技術者と別に同等の資格を有する者を1名専任で配置すること。
 - 11 入札回数は1回限りとする。なお、入札不調の場合においても、随意契約による契約は締結しない。
 - 12 入札の無効 長崎県財務規則第100条に該当する場合のほか、入札参加者間に一定の系列関係があると認められる場合並びに13、14、20、21及び22に定める内容に違反したとき。
 - 13 入札者は、工事費内訳書を、当該工事の入札に際し、入札執行者に提出すること。
 - 14 本工事に関する入札、契約等は直接指名を受けた者（本店の場合は本店、本店以外の営業所である場合は当該営業所）において行うこと。
 - 15 代理人が入札する場合は、本人の委任状を提出するとともに、入札書には代理人の記名押印が必要であること。
 - 16 入札書及び入札用封筒は、長崎県建設工事執行規則に定める様式によること。
 - 17 落札者は、落札通知を受けた日から7日以内に契約を締結できるよう書面を提出し、必要な契約保証金を納付すること。
 - 18 入札を希望しない場合には、参加しないことができる。なお、入札執行までに辞退届を提出すること。
 - 19 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の10/100に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の100/110に相当する金額を入札書に記載すること。
 - 20 配置する主任技術者又は監理技術者（以下「配置技術者」という。）は、当該入札者と直接的かつ恒常的な雇用関係になければならない。さらに建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、配置技術者は、当該入札者と入札執行日以前に連続して3か月以上の雇用関係になければならない。ただし、倒産を事由に退職したもの（倒産の事実が発生して以降3か月以内に退職した者）を退職日から3か月以内に直接的に雇用し、雇用期間確認免除申立書の提出がなされたときは、連続して3か月以上の恒常的な雇用関係は免除する。
 - 21 建設業法第26条第3項の規定に該当する場合は、建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とすることができない。
 - 22 建設業法第26条第3項の規定に該当しない場合に建設業法第7条第1号に規定する経營業務の管理責任者又は同条第2号に規定する営業所の専任技術者を配置技術者とする場合は、次の要件をすべて満たしておかなければならない。
 - イ) 経營業務の管理責任者と主任技術者を兼務することが実際に可能であり、それぞれに期待される役割が十分に果たせること。
 - ロ) 当該営業所において請負契約を締結すること。
 - ハ) 工事現場と営業所が近接し、当該業者との間で常時連絡をとりうる体制にあること。
 - ニ) 当該入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係（入札執行日を含めて連続して3か月以上）にあること。

- 23 配置する技術者は落札決定日から起算して過去3か月間に、長崎県が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者（途中交代の技術者が同等以上であった場合を除く。）でないこと。
- 24 配置する技術者は落札決定日から起算して過去3か月間に、長崎県内の市町が発注する工事において、真にやむを得ない理由により技術者の途中交代をした者でないこと。
- 25 「工事成績 65 点未満を受けた者の入札参加規制に関する取り扱い」及び「下請代金等の未払いを行った者の入札参加規制」に基づき入札参加規制中の者は、本入札に参加できないものとする。
- 26 その他入札及び契約に関する事項については、長崎県財務規則及び長崎県建設工事執行規則の定めるところによる。
- 27 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

備考 この通知書は、**低入札調査基準価格を設定する場合に使用する。**

※ 工事費内訳書には、数量総括表に明示している工種、種別、細別（農業農村整備事業においては、工事費明細書及び諸経費）の金額を明示願います。

工事費内訳書の合計額は、原則として入札額と同額とします。